

士 監 第 60 号
令和 8 (2026) 年 8 月 28 日

士別市長 渡 辺 英 次 様

士別市監査委員 浅 利 知 充

士別市監査委員 喜 多 武 彦

令和 7 年度士別市各会計決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 7 年度士別市各会計の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査を終了したので、別紙のとおりその意見を提出します。

令和 7 年度士別市各会計決算に基づく健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 8 年 7 月 24 日から令和 8 年 8 月 25 日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められました。

(単位：%)

健全化判断比率	令和 7 年度	早期健全化基準	財政再生基準	参考 令和 6 年度
実質赤字比率	－	13. 24	20. 00	－
連結実質赤字比率	－	18. 24	30. 00	－
実質公債費比率	12. 8	25. 0	35. 0	13. 9
将来負担比率	85. 9	350. 0		92. 6

(2) 個別意見

実質赤字比率については、一般会計において赤字が発生しておらず、良好な状態にあると認められました。

連結実質赤字比率については、一般会計及び特別会計において赤字が発生しておらず、企業会計においても資金不足が発生していない状況にあります。

実質公債費比率については、早期健全化基準（25. 0%）を下回る 12. 8%となっており、概ね良好な状態にあると認められました。

将来負担比率については、早期健全化基準（350. 0%）を下回る 85. 9%となっており、概ね良好な状態にあると認められました。

(3) まとめ

各会計とも赤字がなく概ね良好な状況にありますが、これら以外の財政分析指標のうち、一般会計の経常収支比率は 98. 6%と前年度に比べ 1. 7 ポイント増加するなど、財政運営は依然として厳しい状況にあります。今後も「行財政運営方針」に基づき、限られた財源を有効に活用するとともに、適切かつ効率的な行財政運営の推進に努められるよう求めます。

健全化判断比率算定表

健全化判断基準	比率(%)	算 式
	令和7年度	
実 質 赤 字 比 率	－	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰越額} + \text{事業繰越額}) - (\text{歳計剰余額} + \text{繰越に係る未収入特定財源})}{\text{標準財政規模}} \times 100$ $R7 = \frac{0\text{円} + (0\text{円} + 334,349\text{千円}) - (117,754\text{千円} + 289,996\text{千円})}{10,589,975\text{千円}} \times 100 = \triangle 0.69 \text{ (負の値)}$
連結実質赤字比率	－	$\frac{\text{連結実質赤字額} = (\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ})}{\text{標準財政規模}} \times 100$ イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ハ 一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 $R7 = \frac{(0\text{円} + 0\text{円}) - (103,252\text{千円} + 291,601\text{千円})}{10,589,975\text{千円}} \times 100 = \triangle 3.72 \text{ (負の値)}$
実 質 公 債 費 比 率 ※ ()内は単年度の 実質公債費比率	12.8 (12.3)	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100 \text{ の3年度間の平均値}$ $R7 = \frac{(2,655,650\text{千円} + 528,565\text{千円}) - (215,083\text{千円} + 1,893,687\text{千円})}{10,589,975\text{千円} - 1,893,687\text{千円}} \times 100 = 12.36671$
将 来 負 担 比 率	85.9	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$ $R7 = \frac{28,094,780\text{千円} - (3,024,999\text{千円} + 1,197,097\text{千円} + 16,399,191\text{千円})}{10,589,975\text{千円} - 1,893,687\text{千円}} \times 100 = 85.94$

注 比率が算定されない(負の値)場合は「－」の表示としている。

令和7年度士別市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和8年7月24日から令和8年8月25日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正であるかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

(単位：%)

会 計 名		資 金 不 足 比 率		
		令和7年度	経営健全化基準	参考 令和6年度
法 適 用	水道事業会計	－	20.0	－
	下水道事業会計	－	20.0	－
	病院事業会計	－	20.0	－

※法適用の「法」とは地方公営企業法のことをいう。

(2) 個別意見

水道事業会計については、財務の短期流動性を示す流動比率が63.1%、下水道事業会計については20.5%と、いずれも100%を下回り低い水準となっています。いずれも資金不足には至っていないものの、一時的な支出に一時借入金を活用していることから、資金管理には引き続き注意が必要な状況にあると考えます。

また、病院事業会計についても流動比率は80.0%と、前年度から2.8ポイント改善したものの、引き続き低い水準となっています。資金不足には至っていませんが、一時借入金や病院事業債（経営改善推進事業）を活用していることから、依然として厳しい経営状況にあると言えます。

(3) まとめ

水道事業会計については、令和7年度決算において純利益を計上した一方、下水道事業会計については、物価や人件費の上昇などの影響により純損失を計上しました。今後も経営環境は一層厳しさを増すことが予想されることから、引き続き各「経営戦略」に基づき、経営基盤の強化に向けた取り組みを推進することが重要であると考えます。

また、病院事業会計については、前年度に比べ純損失が増加し、厳しい経営状況にあります。地域医療を取り巻く環境も依然として厳しい状況にあることから、経営改善に向けた体質強化に取り組まれますよう求めます。

公 営 企 業 会 計 等 資 金 不 足 比 率 算 定 表

会 計 名	比率(%)	算 式
	令和7年度	
水 道 事 業 会 計	—	$\text{資金不足額} = (\text{流動負債の額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産の額}) - \text{解消可能資金不足額}$ $\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$ $R7 = \frac{(23,802\text{千円} + 0\text{円} - 170,371\text{千円}) - 0\text{円}}{402,310\text{千円} - 1,165\text{千円}} = \text{資金不足額なし(負の値)}$
下 水 道 事 業 会 計	—	$\text{資金不足額} = (\text{流動負債の額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産の額}) - \text{解消可能資金不足額}$ $\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$ $R7 = \frac{(70,319\text{千円} + 0\text{円} - 111,918\text{千円}) - 0\text{円}}{405,262\text{千円} - 0\text{円}} = \text{資金不足額なし(負の値)}$
病 院 事 業 会 計	—	$\text{資金不足額} = (\text{流動負債の額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産の額}) - \text{解消可能資金不足額}$ $\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$ $R7 = \frac{(429,341\text{千円} + 412,000\text{千円} - 532,774\text{千円}) - 412,000\text{千円}}{2,441,707\text{千円} - 0\text{円}} = \text{資金不足額なし(負の値)}$

注 1 分子の解消可能資金不足額は資金不足額がある場合算入するが、資金不足がない場合は算入していない。

2 比率が算定されない(資金不足がない)場合は「—」の表示としている。

3 公営企業会計の流動負債の額は、平成26年度地方公営企業会計制度改正を踏まえた企業債を控除した金額となっている。